

# くらし・相談

## 臨床心理士による「こころの相談会」〜秘密厳守〜

問・申 子ども・若者相談  
支援センター

☎ 788・1951  
[相談専用]

あなたが抱えている悩みを話してみませんか？

対市内在住のニート・ひきこもり・高等学校不登校などに悩む義務教育終了〜39歳の若者または家族

日 ① 5月13日(木)

午前10時〜11時

② 5月25日(火)

午後2時〜3時

③ 6月10日(木)

午前10時〜11時

会 子ども・若者相談支援センター

☎ ① 5月11日(火)

② 5月21日(金)

③ 6月8日(火)

申 電話でお申し込みください。

他 相談員による電話相談・来所相談に、随時応じます。

### 弁護士による無料法律相談

問・申 消費生活センター  
☎ 772・2541

マルチ商法や資格商法による消費者トラブル、多重債務、不動産、相続、離婚などの法律問題に、弁護士が無料で相談に応じます。身近な相談窓口として、気軽にご利用ください。

日 5月20日(木)

午後1時30分〜4時

会 本庁舎 南分館1階  
消費生活センター

定 5人

※ 相談時間は1人約30分

☎ 5月19日(水) 正午

申 電話でご予約ください。

※ 弁護士との相談時間を有効に使えるよう、申込み時に相談員が概要を伺います。相談内容によっては、お受けできない場合があります。

### 障がい者相談員にご相談ください

問 福祉課 障がい福祉係

☎ 773・6667  
☎ 773・6723

市では、南魚沼市障がい者

相談員設置要綱に基づき、障がい者相談員を設置しています。悩みごとなどは、気軽ににご相談ください。相談は無料、相談内容の秘密は守られます。

対 身体障がい、知的障がいのある人とその家族

相 (令和4年3月31日まで)

・ 清塚 登

☎ 777・3579

・ 林 秀夫  
☎ 782・9695

### 人権なんでも相談所 〜相談無料・秘密厳守〜

問 法務局 南魚沼支局  
☎ 772・2164

・ 家庭内、親族間、近隣間のもめごと・悩みごとなど、毎日の暮らしの中で起こるさまざまな問題  
・ いじめ、体罰、女性差別、外国人差別などのあらゆる差別問題  
5月12日(水)  
会 働く婦人の家1階 託児室  
6月1日(火)

・ 南魚沼市民会館2階 婦人会館 和室

・ 小出ボランティアセンター  
〔魚沼市小出島1240-2〕  
・ 湯沢町公民館〔湯沢町大字湯沢2822〕

共通事項  
時 午後1時〜4時(受付:午後3時まで)

相 人権擁護委員

申 不要。直接会場まで。

### 固定資産税の納税通知書を 5月14日(金)に発送

問 税務課 資産税班  
☎ 773・6668

固定資産税の納税通知書を発送します。

令和3年度は評価替えの年です。同封の課税明細書は、確定申告時に、農業所得や不動産所得の必要経費(租税公課)の計算に役立ちます。令和4年の申告時期まで保管することを勧めます。

家の税金が高くなる場合

納税通知書を発送後、「家の税金が高くなった」という問合せがあります。これは、居住床面積280平方メートル以内の新築住宅の場合に、居住用部分の床面積120平方メートルまでの

税額を、2分の1に減額する特例が3年間(長期優良住宅の場合は5年間)で終了するためです。

土地、家屋を売った、取り壊したのに課税されている場合

固定資産税は、毎年1月1日現在の登記簿上の所有者に課税されます。売買契約が終了しても、法務局で所有権移転登記を行っていない場合は前所有者に課税されます。1月2日以降に取り壊した家屋も1年間課税されます。家屋を取り壊した場合は、税務課 資産税班までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業者などへの固定資産税の軽減措置

事業者などからの申告による軽減措置であり、市から決定通知書などは発行しません。軽減後の金額などは、納税通知書をご確認ください。

※ 軽減措置により税額がゼロとなった場合は、納税通知書は送付されません。ご了承ください

